

1. 件名：大飯発電所3号機 循環水管ベント弁付近からの海水漏えいに伴う発電機出力低下について
2. 日時：令和3年8月10日 15時00分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房 総務課事故対処室

佐々木室長補佐、田村室長補佐

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

高須統括監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、反町主任監視指導官、山

中原子力運転検査官補、林原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

原子力事業本部 原子力発電部門 原子力保全担当部長 他11名

5. 要旨

(1) 関西電力から、本年8月4日に発生した大飯発電所3号機における循環水管ベント弁付近からの海水漏えいに伴う発電機出力低下について、面談資料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく報告書）に基づき説明があった。概要は以下のとおり。

- 循環水管マンホールに接続されたベント配管から海水が漏えいした原因を、当該箇所付近が長年雨水の滴下による湿潤環境であったこと及び目視点検の際に腐食の状況を十分に確認できていなかったことから、時間の経過とともに配管表面の防錆塗装が徐々に剥がれ、腐食が進行し、貫通に至ったと推定した。
- 対策として、当該配管が接続している循環水管のマンホール蓋を新しいものに取り替える。また、本事象を各協力会社に周知するとともに、大飯発電所3号機に加え関西電力の他プラントへの水平展開として、循環水系統及び海水系統の狭隘で視認しづらい箇所に着目した外観点検を行い、有意な腐食等がないことを確認した。これらの狭隘箇所については、引き続き点検を実施する。
- また、本事象発生前日に、当該漏えい発生箇所の配管が接続しているマンホール蓋に腐食がある旨がコンディションレポートへ登録されていた。

(2) 原子力規制庁より、推定原因としている目視点検の際に腐食の状況を十分に確認できていなかったことへの対策及び事象発生前日のマンホール蓋の腐食に対するコンディションレポートの内容が提出された報告書に記載されていないことから、記載の要否について検討し、必要と判断した場合は、報告書を補正するよう伝え、関西電力から了承した旨回答があった。

6. 面談資料

資料1：大飯発電所3号機 A-循環水管ベント弁付近からの海水漏えいに伴う発電機出力低下について (<https://www.nsr.go.jp/data/000361767.pdf>)

以上